改正概要

○　令和４年３月２２日付け国事務連絡により、定着促進事業が令和４年６月３０日まで延長され、令和４年４月１日以降の検査について、原則３回目接種未了の無症状者を対象とし、抗原定性検査で実施することに変更されたことを受け、各種様式を改正する。

※　補助経費の変更（抗原定性検査の仕入額分が3,000円から1,500円に変更）については、県交付要領により別途定めます。

＜改正様式＞

　・　別記様式３（検査申込書）

　　→　ワクチン接種状況、ＰＣＲ検査等を希望する際の理由を記載する欄等を追加

　・　別記様式４（申立書）

　　→　ワクチン３回目接種済である場合及びＰＣＲ検査等を希望する場合の理由を記載する欄等を追加